

宮内庁契約監視委員会 第5回会議

開催日及び場所	平成21年12月25日(金) 宮内庁第一会議室	
委員	委員長 大森政輔 (弁護士) 委員 友永道子 (新日本監査法人代表社員 公認会計士) 委員 石野秀世 (独立行政法人 産業技術総合研究所監事)	
会議概要	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成21年度上半期 契約金額及び件数に関する統計について 2. 契約における実質的な競争性確保に関する緊急実態調査 (物品調達を中心として) 3. 友永抽出委員より抽出結果報告 4. 抽出議案概要説明(各担当課長) 5. 抽出議案審議 	
審議対象期間	平成21年4月1日～平成21年9月30日	
抽出案件	8	
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">一般競争入札</div>	2	
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">最低価格落札方式</div>	2	契約件名： 皇居東地区(二の丸他)生垣・寄植管理工事 契約相手方： 株式会社 相川造園 契約金額： 5, 512, 500円 契約締結日： 平成21年6月12日
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">最低価格落札方式</div>	2	契約件名： 外交団接待につき御料牧場内天幕ほか布設及び撤去 契約相手方： TSP太陽株式会社 契約金額： 2, 215, 500円 契約締結日： 平成21年9月16日
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">指名競争入札</div>	2	
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">最低価格落札方式</div>	2	契約件名： 宮殿東庭敷石張替ほか工事 契約相手方： 株式会社 竹中工務店東京本店 契約金額： 172, 830, 000円 契約締結日： 平成21年6月26日

最低価格落札方式		<p>契約件名： 赤坂御用地樹林管理検討業務</p> <p>契約相手方： 株式会社 愛植物設計事務所</p> <p>契約金額： 4,053,000円</p> <p>契約締結日： 平成21年5月22日</p>
随意契約	4	
公募型方式	1	<p>契約件名： 京都御所杉戸絵修理工事</p> <p>契約相手方： 財団法人 元興寺文化財研究所</p> <p>契約金額： 12,300,750円</p> <p>契約締結日： 平成21年9月14日</p>
企画競争型方式	1	<p>契約件名： 正倉院正倉整備に関する基本設計業務</p> <p>契約相手方： 公益財団法人 文化財建造物保存技術協会</p> <p>契約金額： 6,615,000円</p> <p>契約締結日： 平成21年9月9日</p>
特命随意契約	1	<p>契約件名： 東宮御所太陽光発電設備整備ほか工事</p> <p>契約相手方： 清水建設株式会社</p> <p>契約金額： 31,710,000円</p> <p>契約締結日： 平成21年5月27日</p>
特命随意契約	1	<p>契約件名： 普通乗用自動車の購入</p> <p>契約相手方： トヨタ自動車株式会社</p> <p>契約金額： 54,539,205円</p> <p>契約締結日： 平成21年4月21日</p>

委員からの意見・質問等	○ 詳細は別紙のとおり。
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	○ 国の機関として物品を調達するに当たり、客観的視点を確保することは重要であるため、必要に応じ、求める性能等を審査するための委員会等を設置すべきである。例えば、ある水準の金額以上の場合には委員会を設置するなどといった一定のルール作りを行うべきである。
	○ 複数年にわたり予定価格と落札金額に著しい乖離がある契約が見受けられるが、こうした案件については、予定価格の定め方に問題を含む恐れがあると考えられるため、常に適切な予定価格を設定するよう、十分検討する必要がある。

- 次回の契約監視委員会の日程について
平成22年6月に開催予定とされた。
- 委員の任期(1年間)満了に伴い、全委員の再任が承認された。
- 抽出委員が石野委員に交替することが承認された。

1. 一般競争入札の抽出案件 ①

(1) 皇居東地区(二の丸他)生垣・寄植管理工事(最低価格落札方式)

※落札率が99%超の案件

【契約の概要】

皇居東御苑二の丸地区ほかにおいて生垣、寄植の刈込み及び除草を行うもの。
6者による一般競争入札を実施の結果、「(株)相川造園」が落札した。

意見・質問	回答
<p>(皇居東地区生垣・寄植管理工事について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格は入札公告を行う前に算定するのか。 ・ 入札方法について、開札日の前日の午後3時までに入札書を持参することとなっているが、実際にはどのくらいのタイミングで提出されるのか。また、入札者同志で競争相手が分かるものなのか。 ・ 事前に競争から排除された者がいるとのことであるが、どのような経過か。 ・ 施工計画書の提出期間は公告日から約2週間となっており、短いのではないか。 業者としても検討の期間が短ければ応札価格にも影響するのではないか。 ・ 内容が難しくないのであるのに、なぜ排除するのか(技術的所見を十分に判断できるのか)。 書類上の不備があれば再提出を求めるなど、訂正は効かないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入札公告を行う前に仕様に基づき積算資料等を基に算定する。 ・ 入札期限である前日の提出が多くなっている。また、入札者同志が偶然庁舎で会う可能性もあるが、基本的には相手は分かっていない。 ・ 資格審査の段階で、施工計画書を確認して判断した。 ・ 提出を求める施工計画書の内容はそれほど難しいものではなく、2週間でも可能と考えている。 ・ 施工計画のうち、工程管理、安全管理の面で不十分な面があり、施工期間の提案も当庁の求めるものとは異なるものであった。 また、期限ぎりぎりの提出でもあり、訂正ができなかったものである。

1. 一般競争入札の抽出案件 ②

(2) 外交団接待につき御料牧場内天幕ほか布設及び撤去（最低価格落札方式）

※応札者が1者で落札率が99%超の案件

【契約の概要】

御料牧場における外交団接待につき、大型の天幕（テント）を設置し、卓子、椅子等の布設及び撤去を行うもの。

一般競争入札を実施の結果、「TSP太陽（株）」1者の応札となり、同社が落札した。

意見・質問	回 答
<p>(外交団接待につき御料牧場内天幕ほか布設及び撤去について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年同じ者による1者応札とのことであるが、特殊な要件があるのか。 ・特別なテントで、それでなければいけないのか。 ・契約から履行（行事）まで約3週間となっており、期間が短いのではないか。 常に手組のテントを持っている者だけが対応可能であり、他の業者は短期間で準備ができないということはないか。 ・落札率が99%超であるが、予定価格の積算はどのようにしているのか。 また、毎年同じ者が落札しているが落札価格の傾向はどうか。 ・より競争性を高めるため、入札参加者を増やす工夫をするべきである。 例えば、長期予定の調達計画の発表を1年ごと、または半年ごとに行えば競争参加の機会も増えると思われる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・160～170名を収容するため、かなり大型のテントを設置することになる。近年は重機（クレーン）で組み立てる方式が主流であるが、本件は会場までの経路が狭いことから、重機そのものが搬入できず、手組方式で行うしかない。現在それが可能なテントを持っているのが契約者だけであると考えられる。 ・毎年同じ者が請け負っているので、毎年同じテントを使っているが、それでなければいけない訳ではない。 他に応札者がいないのは重機の搬入経路の問題である。 ・半月程度でも準備は可能と考えている。 ただし、次年度以降は重機の搬入経路を変更することを検討し、他の業者でも参加可能な条件に変更できないかと考えている。 ・毎年市場調査を行って予定価格を算定している。 最近の落札価格は少しずつ下がっている傾向にある。 ・公共工事の発注については、半年ごとに予定を公表しているが、物品調達や役務の契約では行っていない。 本件は行事の日取りが決まらなると調達の予定も立てられないという問題もある。

2. 指名競争入札の抽出案件 ①

<p>(1) 宮殿東庭敷石張替ほか工事（最低価格落札方式）</p> <p>【契約の概要】</p> <p>皇居内宮殿東庭の敷石が経年劣化による破損等が発生しているため、全面張替を行うもの（5ヵ年計画の初年度）。</p> <p>宮殿施設の工事实績を有する5者による指名競争入札を実施の結果、「(株)竹中工務店東京本店」が落札した。</p>	
意見・質問	回 答
<p>(宮殿東庭敷石張替ほか工事について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なぜ指名競争であるのか、理由が判らず疑問である。 競争参加資格名簿上Aランクで、過去の業務実績を指名要件にしているようだが、その条件で一般競争入札を行えばよいのではないか。 ・敷石の張替という業務は最大手でなくても施工可能なのではないか。 場所の特殊性により工事中に求める要件があるとしても、契約書に明記した上で担当職員が指示すればよい。 参加業者の選考過程の段階で求めるべきものであるとは思われない。 ・実績ある者を求めるのは宮内庁としての安心感だけの問題であり、他者でもできないことはない。 つまり、指名競争を行うのは品質確保の観点ではないということか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・(現在の宮殿の造営が大手5社共同による工事だったことから) 宮殿における施工実績が5者だけであり、参加可能な者があらかじめ限られていることがわかっているため、指名競争とした。 ・「東庭」と呼称はしているが宮殿と一体の施設であり、様々な行事に使用する場所であるため、行事の合間などに臨機応変に対応し、限られた期間内に確実に施工されなければならないことから、経験と信用を第一に考えることとしている。 ・(皇室の方々の御生活や宮中行事に直結する施設の工事については) 指名競争とするのは信用やセキュリティの問題の方が大きいと考えている。

2. 指名競争入札の抽出案件 ②

<p>(2) 赤坂御用地樹林管理検討業務（最低価格落札方式）</p> <p>【契約の概要】</p> <p>赤坂御用地内の樹林地を適正に維持するため、その現況を植生調査等から把握し、将来的な管理方針・管理体制を検討するもの。</p> <p>8者による指名競争入札を実施の結果、「(株) 愛植物設計事務所」が落札した。</p>	
意見・質問	回 答
<p>(赤坂御用地樹林管理検討業務について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この件についても、なぜ指名競争であるのか、理由が判らず疑問である。 宮殿の工事に比べて指名参加業者の範囲も広いものであり、一般競争入札が可能ではないか。 ・落札率が大変低く、約27%の案件である。同種業務の3ヵ年計画のうちの2ヵ年目であるとのことだが、昨年度の落札率はどうか。 ・同種の業務で、2ヵ年続けて大変低い落札率となっているのは予定価格の積算に問題があるおそれもあり、反省事項ではないか。 <p>(指名競争入札全般について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去の実績を要件とする場合、(同じ者ばかりの指名を繰り返すことから)永久に参加可能業者が増えないことになるため、工夫が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・赤坂御用地自体が皇族方の御生活の場であり、行事も行われる場所でもあるため、過去の経験と信用を求めるものである。 ・昨年度は「皇居西地区」の樹林管理検討業務を行ったが、落札率は約50%であった。 ・積算資料による算出と併せて市場調査を取り入れているが、更に調査範囲を広げる必要があるかもしれない。 公正秩序の観点からもあまりにも低い落札価格は問題と考えており、よく検討したい。 ・宮内庁では基本的に一般競争入札と指名競争入札の別は施設・場所によって判断している。 一般競争入札による工事に参加した者の実績を見て指名対象に加える努力を行っている。

3. 随意契約の抽出案件①

(1) 京都御所杉戸絵修理工事（公募型方式）

【契約の概要】

京都御所の杉戸絵の中で、彩色絵の具の剥落・汚れ等保存状況の劣化が著しいものについて、順次修理を行うもの。

本件は安政年間に作成された文化財的価値の非常に高い杉戸絵の修理であり、慎重かつ入念に行う必要があるとともに、経験豊富な実績と高度な技術を持つ技術者を確実に配置できることが必要とされる。

こうしたことから、当庁の求める要件を満たした上で本工事の実施を希望する参加意思確認書の提出を招請する公募を実施したところ、参加意思確認書の提出者がいなかったため、本業務に求められる信頼性と実績等を満たす「財団法人元興寺文化財研究所」と随意契約を締結したものの。

(2) 正倉院正倉整備に関する基本設計業務（企画競争型方式）

【契約の概要】

正倉院正倉（校倉）の経年劣化に伴い、保存修理を行うに当たり、修理設計書の作成及び修理期間中の正倉を保護するための素屋根並びに正倉内部の宝物を保存する仮倉庫を建設するための基本設計を行うもの。

本件の相手方の選定に当たっては、技術的判断を必要とするものであり、価格による競争に適さないものであるため、「企画競争型方式（プロポーザル）」を採用することとした。

技術提案書の提出を求める公募を実施したところ、「公益財団法人文化財建造物保存技術協会」一者から参加希望があり、ヒアリングと技術提案書の評価を行った結果、同協会を契約の相手方と特定し、随意契約を締結したものの。

意見・質問	回答
<p>(京都御所杉戸絵修理工事について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公募は他に施工可能な者がいるという見込みがあって行ったものか。 ・予定価格はどのように算出するのか。 <p>(正倉院正倉整備に関する基本設計業務について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加希望者が1者であるが、参加への要件が厳しすぎるのではないか。 ・参加した上で、技術提案の中で判定すればよいことであり、土俵に上げる前に判断してしまうのは早すぎるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化庁や外部の有識者にも意見を聞いたところ、契約者以外にはいない見込みであったが、確認の意味と競争性を高めるために公募を行ったものである。 ・相手業者から見積を取り（平米当たりの単価）、併せて他の施設の施工実績等に基づいた市場調査も行ったうえで、予定価格を決定している。 ・事前に説明書を受領したのは他に2者があったが、結局参加しなかった。 要件としては、正倉院正倉が国宝・世界遺産（古都奈良の文化財として登録）でもあり、ある程度のハードルにならざるを得ない。 ・専門的な技術者の資格や過去の同種業務の実績は最低限必要な条件と考えている。

3. 随意契約の抽出案件②

(3) 東宮御所太陽光発電設備整備ほか工事（特命随意契約）

【契約の概要】

東宮御所において、省エネルギー化と温室効果ガスの排出削減を図るために太陽光発電設備を整備するとともに、公室棟の経年劣化箇所を修繕するもの。

本件は、別工事で清水建設（株）が施工している「東宮御所配管設備改修ほか工事」と施工箇所が重複、錯綜する工事であり、施工者が異なる場合は瑕疵担保責任の範囲が不明確になる恐れがあるなど密接不可分な関係にあるとともに、工期の短縮、経費の節減、安全かつ円滑な施工を確保する観点からも他者に施工させることが不利と認められることから、「清水建設（株）」と随意契約を締結した。

(4) 普通乗用自動車（皇室用）の購入（特命随意契約）

【契約の概要】

皇室用の普通乗用自動車3両を交換購入するもの。

これらの車両は行幸啓など皇室関係行事等に使用するもので、用途に応じて当庁の求める仕様に基づいた特別架装（改造）を行うものであるが、「トヨタ自動車（株）」のみがこの要件を満たした車両を製造し直接販売を行っているものである。

また、同社は経常における車両のメンテナンスサービス体制の充実はもとより、国内各地で使用の際に緊急整備が必要な場合でも迅速かつ適切な対応が可能な全国屈指の充実したネットワークを保有しているため、同社と随意契約を締結した。

意見・質問	回 答
<p>(東宮御所太陽光発電設備整備ほか工事について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電の整備と公室棟修繕の工事費の割合はどれくらいか。 公室棟の修繕は既に行っている工事と同種のものであるため、併せて随意契約というのは理解できるが、太陽光発電の整備は分けて発注してもよかったのではないか。1件の契約とするメリットはあるのか。 <p>(普通乗用自動車の購入について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別架装（改造）が必要とのことであるが、どのような内容か。また、車台まで改造することになるのか。 つまり内装部分が変わるだけであるならば他の自動車会社でも可能なのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 概ね半分ずつである。 太陽光発電は東宮御所の中央部の屋根に設置するもので、既に行っている工事との施工箇所が錯綜するところである。また、2件の契約を1件にすることにより、工費の節減、工期の短縮につながるというメリットがある。 前席に運転手の他、侍従及び側衛員が乗車することがあるため3人用のベンチシートとする等の改造が必要であるが、車台までは変わらない。 以前は他の自動車会社も可能であったが、現在は契約者だけが可能な改造となっているものである。

4. 特記案件

超音波診断装置の賃貸借及び保守（一般競争入札）

※本件は、平成21年11月に総務省が実施した「契約における実質的な競争性確保に関する緊急実態調査－物品調達を中心として－」において、「改善すべき問題点があり、今後取り組むべき課題が見い出された。」との指摘を受けた契約であるため、この度の契約審査委員会において、その概要について報告・説明を行ったものである。

【契約の概要】

宮内庁病院で使用する超音波診断装置について、既存の機器が納入後9年を超え、平成22年には部品供給が終了するため、新たな機器を調達することとし、5カ年の国庫債務負担行為によるリース及び保守に係る契約を締結するもの。

2者による一般競争入札を実施した結果、「東芝医用ファイナンス(株)」が落札した。

【総務省からの指摘の概要】

本件については、同病院において検討の結果、他社製品に抜きん出て高機能を有する東芝メディカルシステムズ(株)社の製品を選定し、この製品の性能を踏まえた内容を仕様書に記載し、これに基づき一般競争入札を実施したもの。

その結果、2者による応札があったが、いずれも同社製の機器の納入を前提としたものであったことを踏まえ、ヒアリング及び資料調査の結果、

- ・他のメーカーに類似の製品が存在するにもかかわらず、仕様書の内容を特定のメーカー1者の製品に限定する必要性についてチェックを行っていない。
- ・必要とする機能や候補機種のパフォーマンス等を審議する委員会等、公正かつ競争性が確保された仕様書を作成するための仕組みが設けられていないことを問題点とし、「実質的な競争性が確保されていない恐れがある」と指摘され、
- ・求める性能の必要性について外部有識者等の意見を聴取したり、審査委員会等で検討するなど、特定の担当者以外の意見を可能な限り反映するべきであることを今後取り組むべき課題として指摘されたもの。

意見・質問	回 答
<p>・宮内庁病院は、天皇陛下及び皇族方の診療を主たる目的とした医療施設であるとのことだが、全ての機器において最高性能のものを調達しているのか。</p> <p>・国の機関の調達に当たり、特定の担当者の判断のみではなく、客観的視点を確保することは重要である。</p> <p>総務省の指摘にあるとおり、審査委員会等を設けることは必要と思われるが、全ての契約という訳にはいかないため、ある金額以上の場合には委員会を設置するなどといった、一定のルール作りを行うべきである。</p>	<p>・全て最高性能というわけではなく、機器の性質や診療の目的に応じ、医師等の判断に基づき、必要とする性能を求めて調達しているところである。</p> <p>・承知した。</p> <p>どのような場合において、審査委員会を設置するのか、また、外部の有識者を招請するのか、といった点について検討したい。</p>